



## 墨田区

# マイナンバーカード

## 利用のご案内

### メリットいっぱいマイナンバーカード

- 本人確認の際の身分証明書として
- マイナンバーを証明する書類として
- コンビニで住民票等の取得に
- 各種行政手続きのオンライン申請等に
- 各種民間企業のオンライン申請等に

### 注意してください

- 1 マイナンバーカードは公的な身分証明書であり、ご自身の<sup>マイナンバー</sup>個人番号が記載されています。そのため、なくさない、むやみに他人に見せない等、取り扱いに十分注意してください。
- 2 マイナンバーカードの裏面に記載されている<sup>マイナンバー</sup>個人番号は原則コピー禁止です。ただし、行政機関や地方公共団体、勤務先、金融機関など法令で認められている者に対し、マイナンバーの提示が必要な場面に限り、提示及びコピーすることが認められています。
- 3 マイナンバーカードに設定した暗証番号は、設定後に調べることはできません。控えを取っておく等、忘れないように注意してください。また悪用の可能性があるため、暗証番号は他人に知られないようお気を付けください。

次のページ以降も大切なご案内です。必ずお読みください！  
このご案内は保管をお願いします。



## 目 次

	マイナンバーカードの記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	マイナンバーカードの有効期限、電子証明書の有効期限、券面記載事項追記欄 マイナンバーやICチップについて
	マイナンバーカードの取扱い上の注意事項・・・・・・・・・・ 2
	マイナポータル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	電子証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、スマホ用電子証明書搭載サービス
	暗証番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	暗証番号の種類・暗証番号を忘れた場合やロックがかかってしまった場合
	顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なカード）・・・・・・ 4
	利用できるサービスとできないサービス 申請できる方と取得方法、健康保険証として利用するには
	証明書コンビニ交付サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	取得できる証明書、利用可能店舗、利用可能時間
	こんなときは手続きが必要です！・よくあるご質問・・・・・・・・・・ 6
	引っ越しやご結婚等をされたとき 電子証明書またはマイナンバーカードの有効期限が近付いたとき 電子証明書の更新手続きや有効期限がきれたとき マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の違い
	マイナンバーカードを紛失したら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# ① マイナンバーカードの記載事項について

## 表面



### マイナンバーカードの有効期限

#### 申請受付日が令和4年4月1日より前の場合

カード申請受付時 20 歳以上の方・・・発行日から 10 回目の誕生日  
カード申請受付時 20 歳未満の方・・・発行日から 5 回目の誕生日

#### 申請受付日が令和4年4月1日以降の場合

カード発行時 18 歳以上の方・・・発行日から 10 回目の誕生日  
カード発行時 18 歳未満の方・・・発行日から 5 回目の誕生日

#### 電子証明書の有効期限（年月日が空欄の部分）

年齢にかかわらず、発行日から 5 回目の誕生日  
ただし 15 歳未満の方は、署名用電子証明書は搭載していません。

#### 電子証明書の有効期限は、ご自身で記入してください。

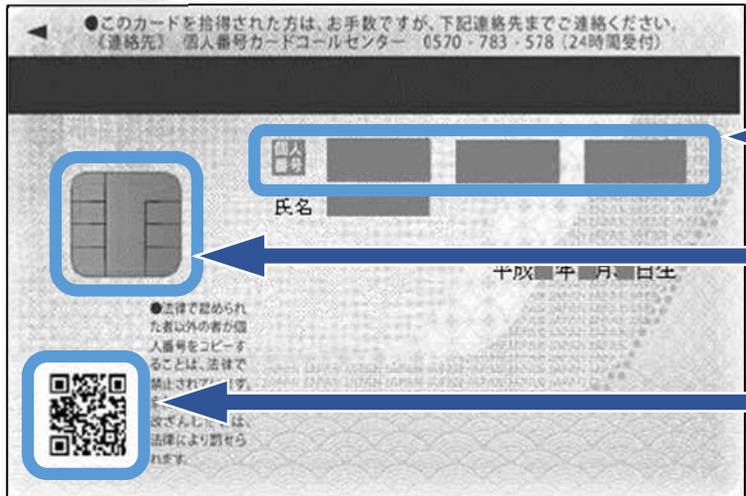
記入は任意ですが、カードの期限より短くなっているため、特に 18 歳以上で交付を受けた方は記入されることをおすすめします。

外国人住民については、在留期間等があるため、その状況に応じてマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限も異なります。

「発行日」とは、カードが作られた日のことで、「墨田区で交付された日」とはちがうよ！



## 裏面



### 券面記載事項追記欄

住所や氏名の変更等があったときに、新しい住所や氏名等を追記するスペースです。区の職員が追記しますので、**枠内には何も記載しないでください。**

- マイナンバー（個人番号）**  
ご自身のマイナンバーが記載されています。
- ICチップ**  
住所や氏名等、カードに記載されている情報や、電子証明書が搭載されています。所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- QRコード**  
ご自身のマイナンバーが記録されています。インターネットやSNS等に掲載しない等、取り扱いにご注意ください。

## 2 マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

### 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります

以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。

自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと

洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと

カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと

ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと

カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと



### カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれる場合があります

以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど） スプレーの一部（可燃性表示のあるもの） ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと

水に濡れた状態で使用しないこと

塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと



### カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります

以下のとおり強い磁気に注意してください。

テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと

## 3 マイナポータルとは？

子育てや介護などの行政手続きの検索やパスポートの更新などのオンライン申請、行政機関等が保有するご自身の情報の確認などができます。オンラインでの転出届の提出と転入時の来庁予定の連絡もできます。（マイナンバーカードが不要な機能もあります。）



### マイナンバーカードのICチップでログイン

パソコンから

マイナンバーカードに対応するICカードリーダーが必要です。



スマートフォンから

マイナンバーカードに対応する機種に限りません。

# 4 電子証明書とは？



オンライン（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続きなどで、申請者が本人であることを確認するための情報が記録されている、電子データ上の証明書です。

電子証明書は下記の2種類です。電子証明書を利用するときは、それぞれの暗証番号の入力が必要です。

## 署名用電子証明書

暗証番号：6～16桁の英数字

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

- オンライン申請（e Taxでの確定申告等）
- 民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録等

「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

## 利用者証明用電子証明書

暗証番号：4桁の数字

インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。

- 証明書コンビニ交付サービスの利用
- マイナポータル（行政）へのログイン
- オンラインバンキング等（民間）へのログイン

「ログイン者が利用者本人であることを証明することができます。」

電子証明書をお家のパソコンやスマートフォンなどから使用できるよ！

電子証明書をご自宅のパソコンやスマートフォンで利用するには、利用者クライアントソフトをインストールする等、事前の準備が必要です。詳しくは右記のサイトを参照してください。



公的個人認証サービスポータルサイト

(<http://www.jpki.go.jp>)



マイナンバーカードなしで利用できる『スマホ用電子証明書搭載サービス』もあるよ！詳しくは右記QRコードから区ホームページを見てね！



# 5 暗証番号について

1 マイナンバーカードに設定する暗証番号は以下の4種類です。

種類	暗証番号	使用用途
(1) 署名用電子証明書	6桁～16桁の英数字	電子証明書を利用するときに使用します。詳しくはページ上部「電子証明書とは？」をご確認ください。  カードの記載事項(氏名・住所等)の変更手続きの際に使用します。  個人番号や4情報(氏名・住所・生年月日・性別)を確認し、テキストデータとして利用する際に使用します。
(2) 利用者証明用電子証明書	4桁の数字	
(3) 住民基本台帳用		
(4) 券面事項入力補助用		

2 暗証番号は、(1)署名用電子証明書の場合は5回、(2)(3)(4)の4桁の数字の場合は3回、連続して誤ると、ロックがかかり、利用できなくなります。

3 暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックがかかってしまった場合は、区役所窓口もしくは出張所で、暗証番号の「再設定(初期化)」の手続きをしてください。

なお、利用者証明用電子証明書もしくは署名用電子証明書は、もう一方の暗証番号が分かる場合に限り、再設定がコンビニエンスストアでもできます。手続き方法や利用できる店舗などは、右記QRコードから区ホームページをご確認ください。



# 6

令和5年12月開始！暗証番号の設定が不要なカード！

## 顔認証マイナンバーカード



### 利用できるサービス

健康保険証としての利用

券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別等）を用いた本人確認書類としての利用



### 利用できないサービス

マイナポータルの利用

各種証明書のコンビニ交付

オンライン診療、オンライン服薬指導

e Taxなどのオンライン手続き（暗証番号の入力が必要なサービス）



### 申請できる方

マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。



### 取得方法

区役所または出張所へマイナンバーカードをご持参いただき申請してください。代理人による手続きも可能ですが、委任状等の必要書類がありますので、事前に墨田区マイナンバーカードコールセンター（03-5608-6370）までお問い合わせください。

健康保険証として利用するには・・・

いずれかの方法で利用登録してください。

- 1 通常のマイナンバーカードを受け取った後、マイナポータルやセブン銀行ATMで健康保険証としての利用登録を行い、その後、区役所または出張所で、通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードへ設定を切り替える。
- 2 顔認証マイナンバーカードとして受け取った後、健康保険証の利用登録を医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーで行う。

1 医療機関等で顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

2 「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」ボタンを選択

3 申込完了

# 7

とっても便利！

## 証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードの交付を受けた翌日以降にご利用ください。



証明書コンビニ交付サービスの利用には、  
**マイナンバーカードが必要です。**  
(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)

コンビニエンスストア等(一部店舗を除く)のマルチコピー機でマイナンバーカードを使って住民票の写しや戸籍等の証明書が取得できるサービスです。

区役所・出張所で取得するより、

**100円お得！**



### 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し(※1) 200円
  - ・ 印鑑登録証明書(1) 200円
  - ・ 特別区民税・都民税・森林環境税課税(非課税)証明書 200円
  - ・ 戸籍の全部事項証明書(2) 350円
  - ・ 戸籍の個人事項証明書(2) 350円
  - ・ 戸籍の附票の写し(2) 200円
- (1) 15歳未満の方は、ご利用できません。  
(2) 本籍地が墨田区外の方は、サービスの内容が異なる場合がありますので、事前に本籍地にお問い合わせください。



### 利用可能時間

**6:30~23:00**

区役所の年末年始休業期間及び、コンビニ交付メンテナンス期間を除く。  
メンテナンスは不定期に行われます。

詳しくは区HPをご確認ください。



### 利用可能店舗(墨田区外の店舗も利用可能)

セブン・イレブン ^ローソン ^ファミリーマート ^ミニストップなど  
マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

## ご注意ください

コンビニ交付サービスの利用には、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。暗証番号を3回連続して誤ると、カードにロックがかかり、このサービスを利用できなくなります。その場合は、区役所もしくは出張所の窓口で暗証番号の再設定(初期化)をしてください。

このサービスで発行する住民票の写しには、「住民票コード」を記載することはできません。

このサービスを利用して印鑑登録証明書を取得する場合は、事前に区役所もしくは出張所で交付している「印鑑登録証」は不要です。

操作を誤って証明書が発行された場合、証明書の交換や返金には応じることができません。ご利用の際は、十分ご確認ください。

端末操作は、コンビニエンスストアの従業員等が代理で行うことはできません。

利用後は、マイナンバーカードや発行した証明書の置き忘れ等に十分ご注意ください。

## 8

# こんなときは、手続きが必要です！！



### 引っ越しや、ご結婚等をされたとき

- 1 区内転居や婚姻等により、住民票上の住所や氏名等の変更が生じた場合は、区役所窓口もしくは出張所にマイナンバーカードを持参してください。カードに新しい住所や氏名等を追記します。
- 2 住民票上の住所や氏名等に変更があった場合、「署名用電子証明書」は失効します。新しい署名用電子証明書の発行を希望される場合は、発行手続きをしてください。なお、「利用者証明用電子証明書」は、記載事項に住所や氏名等を含まないため、引っ越しや婚姻等によっても失効しません。
- 3 別の区市町村に引っ越しをした（転出をした）場合、転出先の区市町村窓口でマイナンバーカードの継続利用手続きが必要です。この手続きを行わないと、マイナンバーカードは失効し利用できなくなります。また再交付を希望する場合は発行までの期間がかかり、手数料も必要となりますので、ご注意ください。手続きについては、転出先の区市町村窓口にお問い合わせください。



### 電子証明書またはマイナンバーカードの有効期限が近付いたとき

- 1 電子証明書の有効期限が過ぎてしまうと、オンライン申請（e Tax 等）やコンビニ交付サービス等が利用できなくなる等、電子証明書としての機能が失効します。またマイナンバーカードの有効期限が過ぎてしまうと上記の機能のほか、身分証明書としても利用できなくなります。
- 2 電子証明書及びマイナンバーカードともに、有効期間満了日の3か月前から手続きができます。いずれも、有効期限の到達前に郵送で「有効期限通知書」が届きますので、詳しくはそちらをご覧ください。
- 3 電子証明書の利用取りやめをご希望される場合及び、一時保留後の失効をご希望される場合は、電子証明書の失効を区役所窓口もしくは出張所で申請してください。



外国人住民の方で、在留期限の無い外国人住民（永住者、特別永住者など）以外の方は、有効期限通知書が届きません。有効期間内に更新手続きをしないとカードは失効しますのでご注意ください。カードの失効後再交付を希望する場合は、発行までの期間がかかり、手数料も必要です。

## ★よくあるご質問★

- Q1. 電子証明書の更新手続きは、必ずしなければならないのですか。  
A. 必要な方だけ更新していただければ差し支えありません。オンライン申請（e-Tax 等）やコンビニ交付サービス等、サービスの利用予定がない方は、更新手続きを行う必要はありません。
- Q2. 電子証明書の有効期限が切れてしまいました。どうすればいいですか。  
A. 新規発行することで再び電子証明書を利用できます。区役所窓口もしくは出張所で手続きをしてください。
- Q3. マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が違うのはなぜですか。  
A. マイナンバーカードの有効期限については、更新にかかる負担を減らすため、原則として発行日から10回目の誕生日までとなっています。しかし、電子証明書の有効期限については、セキュリティ技術の進歩により、暗号の安全性が低下することが考えられ、安全性・信頼性を維持するために発行日から5回目の誕生日までとなっています。



## マイナンバーカードを

## 紛失してしまったら!?



マイナンバーカードの悪用を防ぐため、直ちに、下記コールセンターへ連絡してください!!

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

個人番号カードコールセンター(有料) 0570-783-578

IP電話等で、繋がらない場合は、050-3818-1250へ

いずれも紛失や盗難に限り、365日24時間対応

外国語対応 0120-0178-27(無料) 0570-064-738(有料)

・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 24時間対応

・タイ語・ネパール語・インドネシア語 9:00~18:00

・ベトナム語・タガログ語 10:00~19:00

FAX: 0120-601-785

(聴覚障害者の方専用ダイヤル)

### マイナンバーカードが見つかったら

発見したマイナンバーカードと本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)を区役所窓口もしくは出張所へ持参してください。

### マイナンバーカードが見つからず、カードの再交付を希望される時

- 1 外出先での紛失や盗難にあった場合は、警察署等に遺失届を提出し、「受理番号」の控えを受け取ってください。
- 2 本人確認書類と遺失届受理番号の控えを区役所窓口もしくは出張所へ持参してください。ご自宅でマイナンバーカードが見当たらない場合は、本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)のみ持参してください。
- 3 再交付には2か月程度かかります。なお、所定の手数料がかかります。



**マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178**

マイナンバー制度全般、マイナポータル、健康保険証の利用など

～音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください～

- 1 番 マイナンバーカード・電子証明書・通知カード・個人番号通知書、コンビニ等での証明書交付サービス
- 2 番 マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- 3 番 マイナンバー制度・法人番号
- 4 番 マイナポータル及びスマホ用電子証明書
- 5 番 マイナンバーカードの健康保険証利用
- 6 番 公金受取口座登録制度

受付時間 平日 午前9時30分から午後8時まで  
 土日祝日 午前9時30分から午後5時30分まで(年末年始を除く)  
 盗難・紛失による一時停止は24時間受付



#### 外国語対応

**マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 盗難・紛失による一時停止は24時間受付

**マイナンバーカードに関すること 0120-0178-27**

- ・英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語 8:30～20:00
- ・タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語 9:00～18:00

**マイナンバーカード総合サイト** (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)



**墨田区マイナンバーカードコールセンター 03-5608-6370**

マイナンバーカード・個人番号通知書・電子証明書や券面記載事項の手続き、受取等の予約

受付時間 平日 8:30～17:00 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く